

午後2時11分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様、こんにちは。お忙しい中、雨の中に傍聴ありがとうございます。

最近、私は、あちこちで私の年齢を聞かれることがあります。目的はいろいろあると思いますが、私は1941年生まれで、開戦の年生まれなんです。私は4歳までのうちに灯下管制とか、それから父が中学生を連れて防空ごうを掘った体験とか、竹やぶに手りゅう弾のようなものが落ちた音や、それから久留米の爆撃があっていた様子などをほんの幼児体験として感じております。この中に戦争体験をなさった方はわずかばかりだと思いますが、その体験を私たちは大事にしながら、今、この国の動きに責任を感じなくてはいけないなと思っています。

日曜日に孫、まだ年長の5歳の孫がサッカーを一生懸命見てました。本当に体をのめり込んで見ていました。やったあとか、やれやれとか言いながら。でも、この子たちにどんな未来を与えるかというのは私たちの責任であろうと思っています。

きょう3つの質問をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 3点質問いたします。

1点目は、市民と行政の協働についてですが、私にとってはまちづくりや地域づくりは楽しいものであるし、地域資源の発見、発掘もあり、動いている朝倉市を感じます。

今議会では人口減の話があっておりますが、人口の社会増への努力を、今、私たちが取り組む責務があるとも感じております。住みたくなる朝倉市、誇れる朝倉市をと願っています。

それでは、質問ですが、合併当初は協働という言葉は行政にも住民にもよく理解されない状況でした。最近はコミュニティの定着とともに、住民にも理解されつつあると思っています。朝倉市も提案型協働事業に取り組み3年目を迎えました。これは私は朝倉市としては誇るべき取り組みであろうと思っています。厳しい選考を得ながら応募数も多い中、毎年採択されていくグループもあり、採択されないグループもありますが、ことしも4グループが採択されました。

まず1点目ですが、提案型協働事業の目指すものについて、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（森田和枝君） 市では行政など地域の課題に対して知恵や力を出し合い、

協働により地域力を高めていく提案型協働事業を積極的に進めております。さらにNPO、ボランティア、協働強化を図る取り組みのほか、NPO、ボランティアの企業や行政など、多種主体と協働して地域課題の解決に当たる取り組みを支援するものです。

このことから、より多くの市民からの協力、応援が得られることになり、みずからの体制強化、活動の活性化につながり、また新たな公共サービスに担い手がふえることにより、高齢化社会、人口減社会の中で地域の活力や維持することにつながっていきます。

この事業の実現のために、各主体が一体となって地域の課題に対して知恵や力を出し合い、協働により地域力を高め、協働社会づくりを目指すものと思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 採択されますと、グループの運営は市民が行いますし、制約や指導もあり、学び育てられる実態もあると思っております。

それでは、補助金が、以前は補助金制度というのがございましたが、今もあります、補助金と住民は取り違えてる筋もあると思います。提案型協働事業と補助金給付についての違いを明確に御説明ください。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 今の質問で少しわからないところがあるんですが、協働型提案に対する支援の分の補助ということですかね、それともそのほかの補助金のことですか。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 提案型協働事業の場合と補助事業の場合の違い、補助金を与えるのと協働型提案事業に採択されてお金をもらって活動するのがおのずからと住民の取り組み方も行政の取り組み方も違ってありますが、その区別について、私ども住民としてはきちんとしておかななくてはいけないと思いますので、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） ありがとうございます。協働公募提案型の目的ですけれども、行政と住民が一緒になって同じテーマ、同じ課題に対して取り組んでいこうというための補助、支援のあり方だと思っております。

一般の補助ですが、全てとは言いませんけど、一般の補助については地域のほうがしていただくと、それに対して行政がお金を出して支援すると、少しその辺が違うというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私もそのあたりが大事だと思っております。

それでは過去2年間、提案型協働事業で行った事業、この事業の終了したのが、わんだフル朝倉と、NPO法人の住みよいあさくらをめざす風おこしの会がございますが、この

事業の評価と今後についてお尋ねいたします。審査委員長でいらした副市長の御見解をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） 風おこしの会についてということでございます。私、審査にも携わりましたし、また実際、風おこしの会が主催されますフォーラムにも参加をいたしました。みずからの団体としての活動はもちろんですが、広く市民の方に対してもそういった考え方、普及啓発にも努めておられるということで、この協働事業の理念にかなった活動ではないかなというふうに考えております。

先ほど部長が申したことと若干重複するかもしれませんが、この協働提案事業に関しましては、やはりニーズが多様化、高度化しております。そういったものに対してNPO団体、あるいはボランティア団体等がいわゆる自走、自立していくための支援をするというのが、この私どもの協働事業に関する行政の支援のあり方ではないかなというふうに感じております。そういう意味では、自立、自走されるための最初の例えてみれば車輪の一回し、二回し目を後押ししていくというのがこの協働事業の目的だと思っておりますので、そういう観点からは十分目的にかなった活動だというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 取り組みの最初の取り組みとして、私も協働事業があることによって市民の認知度も高いし、活動しやすいし、地域づくりに入りやすいということもあったと思います。

でも、本来、風おこしの会が取り組みました男女共同参画社会への啓発事業に関しては、本当は市がもっと本気でやらなくちゃいけないところもあったんじゃないかなと思うんです。結局そういう団体と、必要を感じた団体と市が協働してやってきて、これだけの成果を上げたとも思っております。

わんだフル朝倉にしても、殺処分がゼロになったのは、単独であの会が住民に啓発活動を行っても、このような効果は上げなかったんじゃないかと思っています。

一昨日、わんだフルの会長にお会いしましたら、朝倉市外からも犬の取引の連絡があると、そこに出向いていろんな犬の育て方について話していると。でも、2年間でこれだけの事業が、おかげでできたということをおっしゃってました。

しかし、これが今後採択が終わって、やっぱり最初、副市長がおっしゃったように、最初の出だしを後押しされたんだけど、実は市でも取り組まなくてはいけなかったことが、私は協働であるんじゃないかなと思っています。犬の殺処分がゼロになったことが、今後どのように動いていくのか、私は風おこしの会が各全コミュニティに出向いて出前の講座を行って、意識は少し変わったんだけど、まだ緒についたばかりで、意識は余り変わってないと思うんです。いい話聞いた、そうだったかまで。しかし、市としては男女共同

参画を推進することは義務であると思うんです。じゃあ今後この採択が終わったこの団体に対しては、市とのかかわりがどうなされるのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） この協働の提案公募型協働事業というのは、一旦、先ほど副市長が言いました、進むときに一緒に汗をかく、後は基本的にはその推進する団体にお願いするんですけども、実際それがもし市の施策として有効ならば、市の事業としても取り上げていいんですよね。そこら辺が今、おっしゃってました、わんだフルのところ、市のものとしてするかどうかちゅう判断は、私たちはそこはできませんでしたので、あとはお願いしようということになってると思います。もしそれが引き続き市のほうでも取り組む必要があるんなら、私たちの1つの施策として取り組むべきものだというふうには考え方が変わってくると思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） わかりました。住民側としましては、行政の名があると割合認知を得ながら、ほかの方も安心してながら犬を預けたり、相談に乗ったりされるということはあるわけです。お金が欲しいというわけではなくて、そのあたりのアシストというんでしょうか、協働はそこにあると思うんですね、行政がやるべき啓発活動とか役割の部分と、住民は独立しながらやっぱり自分たちの思う活動を、ここが必要であるという活動をまちづくりとして、地域づくりとしてやっていくというところがあると思います。

私はきょう質問いたしましたのは、今、総務部長がおっしゃってくださったように、必要であれば市の事業として取り組むと、深めていかれる、そのことが私はとても住民にとっても願ってることでございます。

何度も繰り返しますが、それがお金のアシストではなくて、何て言うんですかね、広報紙にこういう活動の紹介をしたり、それから何かのときに情報を提供していただいたり、そういうことを今後も続けていきたいと思って、この質問をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。あとの2つの質問は、来年4月から施行される法律や法改正のもと、朝倉市の必須事業です、必ずやらなければならない事業などについてのものでございます。

これは介護保険の改正の説明にもありますが、自治体の担うものが多くて、地域間格差がひどくなるというのは全国的に報道されているところでございます。私も住みよい、やっぱりみんながここにいてよかったというまちをつくりたいと思いますので、この事業については真剣に取り組んでいただきたいと思っています。

まず、ひきこもりについてでございます。昨年12月、生活困窮者自立支援法が成立し、平成27年4月、来年の4月より施行されます。御存じのとおりですが、これはいろんな事情で家に引きこもったり、自立できてない人を計画的に段階を追って各自治体で支援しよ

うという法律です。

国の示す目的は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うため、措置を講ずるといふこととあります。つまり相談支援事業に始まり、就労準備支援や学習支援事業を行い、就労し、自立できるようになるまで支援しようというものだと思っております。しかも来年度から自治体での必須事業としましては、自立相談支援事業と住居確保給付金を支給する事業があります。

このことに関しましては、住民の方から今年度2回もお手紙いただきました。朝農跡地を利用しての農作物を生産し、販売するなどして、引きこもりの人たちの社会参加への取り組みについての御意見をいただき、ずっと長い間、私自身、解決策を模索していましたが、当事者、ひきこもりの方たちの心にどこまで私自身が近づき、解決できるかと迷って提起できませんでした。

今回、法律ができ、社会の問題として解決していくことになりましたので、今のところ、国の補助事業により4分の3から3分の2、2分の1まで補助金があります、事業によって違いますがありますので、早急な取り組みが必要であると思ひ、質問をいたします。

実は数年前の内閣府発表では、全国でひきこもりの人たちが70万人いると言われております、御存じだと思います。そのようなことに関して、またさらに調べていきますと、若者自立支援、つまり15歳から39歳ぐらいを想定してあるんですが、ひきこもりを脱出したいとか、働く自信がなく何をしたらよいのかわからない、人との会話が苦手、学校やめたけど、就職のことで悩んでいるけど相談する人がいないなどの状態の人たちを支援する機関、若者サポートステーション、サポステと簡単に書いてございますが、が福岡県下には既に多くありました。私自身、認識不足でございました。

これは社会福祉法人やNPO、医療機関などが行っています。ほかに社会福祉協議会で既に取り組みが行われているところもあります。

しかし、朝倉市ではハローワークを除いて、その取り組みは行われていません。既にこの事業に取り組んでいるほかの社協、県内ですが、社協の職員は、彼らは引きこもっているのではなく、活躍の場がなかっただけ、ちょっと後押しがあれば社会復帰に向けて一歩踏み出すことができることを強く感じたと話しています。朝倉市でも本気での取り組みが社会復帰を実現させるのだと思ひています。

それでは質問に入ります。

1つ目の質問ですが、支援法の施行が来年に迫りましたが、朝倉市におけるひきこもりの人たちの現状把握はどのように行われていますか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 議員御説明ありましたように、生活困窮者自立支援法が来年4月から施行されますが、これとひきこもりとの関係をもう少しちょっと補足したい

と思いますが、例えばひとり親世帯で子供が引きこもったがために、いわゆるパート、あるいは内職しかできなくて生活が苦しくなる、あるいはそういったこと等も含めたところでのひきこもり対策といえますか、そういったものでございます。

それで、じゃあひきこもりの現状を把握しているかということですが、現在、福祉事務所が今、所管しておりますが、障害者、あるいは生活保護等の数字はわかりますが、いわゆる生活困窮者、いわゆる保護とのボーダーラインにおける人たち、ひきこもりも含めてですけれども、数値的には現在把握はしておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） でも、相談窓口業務を来年4月から行うに当たり、どのようにしてその数を把握しようと考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） いわゆる相談業務はもう必須事業でありまして、生活困窮者自立支援法に基づいて相談業務を行うわけですが、まずは市役所庁舎内、例えば就農対策課、それから当然、子ども未来課、水道課、商工観光課、また教育委員会、そういった関係部署、かなり多くなってくるのではないかとはいえますが、そういった相談業務を持っているところ、あるいは税とか料等の滞納があるところ、そういったところ、関係ある機関の連絡会と申しますか、そういったものを早急に立ち上げ、情報交換をしていき、数を把握していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 大変困難なことで、難しいことではあると思いますが、太宰府市も納税していない親子の世帯とか、納税していない若者たちがどれぐらいいるか、それからも拾い上げようということでした。

うきは市では、あそこは早くから公民館活動も地域づくりもできておりますが、福祉小座談会というのがあって、各地域で年2回行われて、そこに区長、民生委員・児童委員、福祉委員、分館長、福祉会議委員、社協が集まって、最近気になってることとか、困っていることを話し合いながら、そういう情報収集をする。民生・児童委員の人たちが、朝倉市では情報出してくれと言ったら、個人情報保護条例があるから出せないというのが過去何年も問題になっておりましたし、なかなかコミュニティでも欲しいと言うけれどもない。うきは市では逆に今度は地域からそういう情報を集めるということです。

これは私は朝倉市で即できるかということ、まだ困難な道であろうと思うんです。というのは、この取り組みが市で行う取り組み、生活困難者の支援法というのが理解されていない中で、なかなかそれは取り組みができにくいのではないかなと思いますが、やっぱりする必要があろうと思っています。

最終的には地域の課題にしなくてははいけませんし、私は庁舎内でまずは努力して集めて

いただくことはとてもありがたいことだと思っておりますが、地域に出向いて、地域の方の力を利用しながらもやっていくという、このうきは市での話というのは非常に参考になりました。でも、これは日ごろの地域を見詰める住民の方たちの取り組み、区会長さんを初め、民生・児童委員さん、それから隣との関係を十分してないと、自分のうちの状況をみんなに言ったということになりますので、大層これは段階を踏んでいかななくてはいけない問題だと思っております。

それでは、朝倉市がなさる、その情報収集を行った後、窓口の設置までに、相談です、相談支援事業までにどのように持っていかれようと思っておりますか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） まずは相談業務でございますが、先ほども申しましたように、どういった相談内容があるかは全然まだまだ手探りの状況でございます。まずは来年度からもスタートするわけでございますが、福祉事務所の中において相談をまずは受け付け、どういったニーズがあるのか、どういった相談があるのか、また国なり県のほうでも相談のパターンと申しますか、そういったものも示される予定にはなっておりますので、まずは朝倉市としましては、来年度は福祉事務所で相談業務を行い、それを踏まえた上で社会福祉協議会とか、施設とか法人、そういった関係機関と検討しながら、どこで相談業務をやったら一番ベターなのかというのは検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 相談内容ですが、これは私は需要から始まると思うんです。そのひきこもりの人たちに接して何を必要としているかということは、こちらが捉えなくてはいけない問題ではないかなと思っております。もちろん逆の方法もあると思っております。道案内、このサポステの中には、心や発達についての相談支援、ひきこもり支援、ニート自立支援、学習支援、就職支援など、そういう相談事があると思っておりますが、人によって、まずはその人に近寄れる、私が触れることができなかつた、問題にすることができなかつたということは、本当に周りをうろうろしながら、私自身がその方に近寄れることができなかつた、本音を聞くことができなかつたからうろうろして時間をとったんですけれども、こういうシステムができれば、市のシステムであれば、私は近づいていけると思うんです。

だから情報提供して、例えば原鶴のどこかに誰かがいるということになれば、相談員の人が何度も足を運んで、私は1回では会えないと思うんです、2回、3回、4回しないと会うことのできない状況の人が多いのではないかなと思っております。その会うためにまた地域の人とどうつないでいくかとか。

何の相談かは全くわからない。この人はどんな悩みを抱えてるのかわからない。何をしたいのかわからない。勉強したいのか、学校に行きたいのか、遊びたいのか、買い物に行

きたいのか、そこにすら出られないのか、それはその中で出てくる。まず接する機会をつくる必要があると思いますが、そのような機関の設立が大事であろうと思っています。

本当に多岐にわたると思いますが、大体のところ、朝倉市ではそのようなひきこもりの人がどれぐらいいると思ってらっしゃいますか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 済みません、さっき私がどういった相談があるかわからない、いろんな多種多様の相談があると申しましたのは、済みません、ひきこもりに限定したことはなかったんで、いわゆる生活困窮者自立支援法の中で行う相談という意味合いでちょっとお答えしたつもりです。

それと、実際ひきこもりが何人いるのかというのは、正直言って全然検討つきません。例えばですけども、義務教育の場合は不登校とか、そういった関係で教育指導センターのほうで、今、議員おっしゃったように、まずその子供に接する、ひきこもりも同じだと思います、まずはこちらのほうから何回も足を運んで、まず会うことから、1歩外に出すことから、そういったふうなことだろうとは思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 人数はつかめないということが正直なところだろうと思いますが、例えば10人以下と思われませんか、それとも50人ぐらいと思われませんか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 済みません、いわゆるひきこもりの定義、6カ月以上というふうに厚労省が出したわけじゃない、どこかの研究機関だったと思いますが、6カ月以上。不登校は例えば年間30日以上とかいう1つの定義みたいなところあるようですが、10人以上いるんですかね、全然本当済みません、検討つきません、申しわけありません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それぐらい埋もれているのが実態だと思っています。

うきは市で平成22年度はひきこもりの人が7名という数がかかめてるんです。25年度にはもう28名なんです。ふえたわけでなくて、これだけ相談に訪れて解決しようとした人が表に出てきたということは、これは事業が本当に本物になっているんだと思っています。その方たちが何らか社会参加をしようという動き出しをしたんだと思っています。動き出さない間は、私は数は低いところに終わっていると思います。

おっしゃるように、義務制のところは市町村会館のほうで適応教室などあってつかんでいただく、それでも出てこなくて、一昨日話しました、わんだフル朝倉の方は、動物介在療法でようやく話すことができた、心が通えるようになったように学校にも行ってないと、これは多分、市町村会館のところにも行ってない、全く行ってない子だと思っています。

す。たくさんいると思いますが、実は隣近所の人も触れられない状況でいるけれども、これをどうにかしようというのが今度の私は支援法であろうと思っています。

本当に本気で取り組んでいただきたいし、住みよい朝倉市というのは、私は本当にもうきは市に行って思ったんですが、何も経済が活発化してるわけでもない。しかし、ここにいたらほんわかする温かさがある、ここには出入りできるな、誰でも住めるなという、このまちを目指さなくてはいけないと思っています。

では、相談事業も大層、今から苦悩なさって、模索なさって、研究なさってしていただくことと思っています。その後にある訪問支援、それから当事者の居場所づくり、家族支援、家族はもちろん、の体制づくり、就労支援がその先にあるんですが、どのように取り組みがなされようとしていますか。また、来年4月のタイムスケジュールはどのようになっていますか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 現在、何も無いのが現状、今のところまだそのこのところ辺まで検討に至ってないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、先ほど議員もおっしゃいましたように、民生委員、あるいはコミュニティ、また地区社協、それとか施設を含めた社会福祉法人、そういったところとの連携を深めながら、居場所等もつくっていく必要があると思いますし、やっぱり一番地域に身近な社会福祉法人である社協等をお願いしていくこと等も想定していく必要があるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 手当などの何か交付金なんかの手続なんか次々入ってきて忙しいと思いますが、ぜひ取り組んでいただける。これは実施されると理解してよろしいんですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 少なくとも必須事業であります相談事業、それから住居確保給付金、これは当然実施していくことになりまして、その延長線上にあります、先ほどから言われてます就労準備支援事業とか、あるいは学習支援事業とか、そういったことは手探りではございますが、先ほどから申してます相談内容、そこらあたりから必然的にそういった事業をしなきゃいけないようになることも想定されるとは思っています。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は初めてのことであり、手探りであろうと思いますが、このようなことは実施している自治体に、社協とか自治体に出かけられて、うんと学んで、いいところは私はそれを参考にさせていただくことが近道であろうと思っています。やっ

るうきは市の社協などに職員を出向、1週間でも出向させて、その動きをごらんになるのも1つの方法ではないかと思っています。机上であれこれ考えるよりも、実際は見てきて、じゃあ朝倉市としては、朝倉の実態としてすり合わせて、どうしたら一番いいのかというのが、私はもう今、6月ですので、もうあとわずかしかなかったりません。早道であろうと思っています、何もよその自治体に出かけることが恥でもないと思っています。早く取り組んだほうが私は住民のためになることであるし、それにかかわる職員も伸びていく、本当の仕事ができてくるのではないかなと思っています。そのためのモデル事業が国のスケジュールの中では今年度行われていますし、うきは市はそれに手を挙げようとして、もう既に先取りの事業をしているということでございました。

国の人材養成に関しましても、26年度が相談支援員等の養成研修開始というのが計画されています。これに関しては、朝倉市としてはどのようなかわりを持ってらっしゃるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） まず人材の育成、いわゆる相談を受ける研修が予定されていますが、これ、まず福祉事務所の保護担当のほうで予定をしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 大変でしょうけど、よろしくお願いします。

この事業に関しましては、法律にも書いてございますが、自治体直営、あるいは社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO等への委託も可能とありますが、朝倉市の場合、どのようにされる予定ですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 先ほどから申しています、まず27年度、来年度は直営で相談、いわゆる福祉事務所の保護係になりますが、直営で相談業務を行おうと考えております。その後、状況を見ていながら、社会福祉法人、もちろん社協を含めたところですけども、そういったところへの委託等もまた検討していく必要があるというふうに考えてます。まずは直営で相談業務を行っていきたいと考えてます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 非常に新しい事業で、大層なエネルギーを要する。時には24時間出回らなくてはいけないかもしれない、夜にも動かなければ会えないかもしれない、そんな事業で、今の職員体制でできるのですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 議員おっしゃるとおりでございますが、まず研修があります、県のほうで、その研修には今のところは先ほどから申しています職員がというふう

には思っています。

そういったノウハウ、研修を受けたところで、じゃあ相談員というのがどういった資格を持つとけばいいか、例えば精神保健福祉士だけの資格だけでいいのか、いわゆる先ほどから申してますいろんなパターンの相談がございますから、誰か1人、嘱託をあてがってあげれば、そういったものでもないかもしれませんが、まず研修は職員が受ける予定でございます。その研修を受け、そういった研修を受けたノウハウを、もしかしたら来年、1人そういった相談員を入れる、嘱託なり何かで入れることも想定できると思いますが、そういったことも含めまして、来年度は直営でということですので今のところは計画をしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 研修に出かけられた職員の方の、ぜひその研修内容とか、お話とか課題をたくさんの方の職員でぜひ共有していただきたいと思っておりますし、私は中途半端な事業であればやらないほうがいい、税金の無駄遣いであると思っておりますけれども、これは非常に厳しいことを申し上げますけど、本当に住民側からすれば、それで私は行政もうまくいく、結果的には生活保護、困窮者を少なくする目的である、そして誰でもが住める朝倉市をつくらうとする、安心して住める、家族がひきこもりの子どもだけ残していくことに対して不安を感じないで生活できるような朝倉市をつくるということです。私はこの機会を逃してはいけないと思っています。ぜひ本気で取り組んでいただきたいと思っています。

まずは直営ということですがけれども、相談場所も考えていただきたいし、余ってる場所もいっぱいありますので、本当にこんな方たちの思いがどこにあって、出入りしやすいところがどうなのか、行く行くは就労、中間就労支援までできるような場所、あるいは同じような状況の人たちが集まって、ピュアです、集まって座談ができるようなところ、ポケット的な温かいスペースもつくれるような場所を選びながら、相談業務の場所としても私は考えていただきたいと思っています。

最後に市長のお考えを、そのような取り組みがなされますけれども、お考えをぜひ聞かせていただきたいと思っています。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） もう今、私もこの内容について、最近知ったばかりの事業で、それでも来年の4月からはやっていかなきゃならんということですので、今、部長が答弁しましたように、やるからにはやっぱりきちとした形の中でやっていかなきゃならんし、また当面は福祉事務所のほうでやりますけども、その後についてはやっぱりしかるべき、どういう形になるかわかりませんが、しかるべき組織なりにやっていただくという形がベターなのかという感じがしますんで、そこあたりは十分検討しながら、

今後進めたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） ありがとうございます。ぜひいい取り組みをお願いしたいと思っています。

けれども、最初直営なんですけど、やっぱり直営は大変だろうと思いますし、行く行くはNPOとか社協とか、そういうところにもお願いしなくてはいけないんだけど、社会福祉法人もNPOも朝倉市には、私がずっと考えてますけど、やっぱり最初の情報収集もそうですがなかなかというところは、私たちが人づくりを怠ってきた結果でもあろうと思っています。まちづくりは人づくりだと言われるけれども、こんなのが起こってきたときに、さあ、人が集まって知恵を出し合えるかの、この組織づくりが私はやっぱり欠けてたのではないかなという思いもいたしております。私も今後頑張りたいと思いますから、どうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。介護保険制度改正についての質問です。

介護保険制度が来年、これも4月から大きく変わろうとしています。新聞報道でもございました。具体的には今国会で地域医療介護推進法が成立すれば、要支援者の訪問介護とデイサービスを市町村の地域支援事業に移すことに加え、特養の入居者を原則として要介護3以上に限定することや、それなりに所得の高い高齢者の利用料を2割にすること、施設で補給給付を受ける条件を厳しくすることなどが含まれていると報道されています。これはもちろん膨らみつつある介護保険料の抑制のためだと思っています。

その中で、きょうは介護保険給付の地域支援事業への移行に対する朝倉市の地域づくりをどうするかをお尋ねします。地域支援事業の説明も加えてお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、来年の4月から介護保険法の改正がございます。大幅に改正される内容について、簡単に説明させていただきますが、今、議員もおっしゃいましたように、次期の法改正については、地域包括ケアシステムの構築と、将来も持続可能な社会保障制度として確立するために、制度の充実と重点化、効率化を一体的に行う多岐にわたる改正が予定されてるところでございます。主な改正について、今、議員がおっしゃいましたのが、大きなポイントかと思えます。

地域支援事業ということの説明にちょっと限らせていただきますが、今、介護保険のほうに、介護保険の中には要介護、あるいは要支援の方たちのサービスを行います介護給付、それと、介護給付というのが要介護の方、要支援が介護予防給付と申します。それとプラス、介護予防事業等々を行います地域支援事業というのがございます。

今、議員がおっしゃいました地域支援事業に移行するものというのが、要支援1、2の中で通所介護、あるいは訪問介護の部分がこの地域支援事業に移るということでございます。新しい地域支援事業というのが、要支援の今、おっしゃった2つのサービスが地域支

援事業におりてくる、それとあわせて新しい介護予防日常生活支援総合事業というのを実施しないといけないように国のほうが示しております。これについては29年の4月までに実施するよというスケジュールが決まるところでございます。

新しい地域支援事業のほうについて若干説明させていただきますが、これまでの介護予防生活支援サービス事業の中に、さっき申しました要支援の方たちのサービスが入ってきます。それとあわせて配食等々、生活支援サービス事業、それと介護予防支援事業、それと一般介護予防事業、それと従来からございます包括的支援事業、この中に地域包括支援センターの運営等々ございます。それとこの中に新たに在宅医療、それと介護連携の推進を進めていくというのがございます。それと認知症の施策の推進というのが入ってきます。それと生活支援サービスの体制整備ということで、そこの今、在宅医療、介護連携の推進から、生活支援サービスの体制整備までがさらに充実しなさいということで、この中に、包括的支援事業の中に入っております。

それと従来からの任意事業というのがございまして、これについては介護給付適正化事業、あるいは家族介護の支援事業等々がこの中に含まれております。

以上が地域支援事業なり、それと今、次期の介護保険法の改正についてお話ししてありましたが、次期、第6期の介護保険事業計画、ことし策定する年度になりますが、27から29年度までの計画期間でございますが、これについて既に御承知かと思いますが、団塊の世代が75歳以上、つまり介護の必要が高くなる年齢に2025年にそれがなります。次期計画を地域包括計画というふうに国のほう位置づけて、医療、介護の連携の推進等の新しい地域支援事業や、新しい総合事業、先ほど申しましたが、に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり、まちづくりを本格的に進めていくよというのを国が示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ちょっと住民のかかわり方がわからなかったんですが、地域づくりの推進ということも出されてるようですが、朝日新聞によりますと、「縮む介護保険」と書いて、軽度の人にはボランティア活動もということで、ボランティアを利用しようと、ボランティアが利用した場合、まずはボランティアの育成をしないといけない。もちろんいきいきサロンなどでの活動もということでございますが、これに関しては、朝倉の実態としてはどのようなことを進められるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 申しわけありません、地域とのかかわりを含めて御説明しようと思いましたが、済みません、ちょっと漏れておりました。

まだ今、ことし計画を策定する段階でございまして、具体的にどのようなよをまだはつきり御説明できないところがございますが、地域支援事業を充実させていくために、

生活支援サービスというのを特に充実させていくという内容が盛り込まれております。この充実にあたっては、行政、医師会、介護事業者等々、これまでの公的サービス等々の提供者だけでなく、さっき今、議員おっしゃいましたNPO、ボランティア、また地域住民の互助組織とか、高齢者自身も含めて、住民なども担い手となることが期待されております。市としてはそういうふうな環境整備を計画の中に盛り込んでいかなければならないというふうに考えております。具体的にどのようなというのはこれからの話かと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） その公的以外のNPOとかボランティアの環境整備の件についてでございますが、これはもう法改正があったから、すぐ来年度からということにはならないと思うんです。一旦、私たちは介護保険制度ができたときにボランティアをやった、施設ボランティアとか、ガイドヘルパーとかやっていましたが、それから地域の中での高齢者とのかかわりをやっていましたが、介護保険制度ができたばかりに、介護保険を支給されてる人と我々はちょっと切られることがあったわけですが、施設も入れなくなった、個人情報保護のために入れない、それから税金、介護報酬をもらってるから、高齢者施設は高齢者施設で責任を持たなくてはいけないので、けがをさせてはいけないということなどでヒヤリハットの状態になってはいけないということで、ボランティアを受けられなくなりました。だから隣近所の人でも介護保険を受けてある方と、私たちとの地域のつながりがなくならされた、これは国の制度で非常に地域がどう、自治体の責任だけではないんですが、そのような状態に置かれて、ボランティアが潰れて、余り広がらないままに、今の実態です。

じゃあこれからボランティアを立ち上げて、地域で面倒見ようということになっても、なかなかこれだけ腰折れをされてたら、なかなか意識を変えるということができない、自分たちの都合のいいように介護保険の担い手に住民をなすのかという意識さえ、極端に言えばできると思いますが、その意識の醸成、その意識を持つために啓発活動など、私はもう取り組まなくてはいけないと思いますが、その点に関して何かお考えが、取り組みの具体的な計画ございますか。

○議長（手嶋源五君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、今回の法改正で国のほうは今まで病院施設という考え方から、地域在宅へと大きく方向転換してるところでございますが、そのために地域資源を活用しなさいということなんですが、正直申しまして、都市圏等々であればNPO法人が育っているとか、ボランティア団体がさまざまな活動をしている、だからそういう団体が担い手となるというのはかなり期待できると思いますが、正直申しまして、どのぐらいボランティア団体等々について私も十分把握してない状況の中ではっきり申し上げられないんですが、最初に議員おっしゃいましたように、結局地域

での受け皿、地域でどう支えていくかということが問題になってくるので、そこらあたりが市町村の格差というのが出てくるのではないかと思います。

ボランティア団体というのは、団体として活動されてる方というのは確かに今、おっしゃいましたように少なくなってるのかなと思いますが、以前、災害等々のボランティアでかなりボランティア活動というのが身近な活動というふうには、市民というか社会の中で認識されてるところはあると思うので、個々というか、個人でボランティアされてる方というのは、数は結構あるのではないかとはいっております。ただ、それを市民の方にどうボランティアに関して意識を醸成していくかについては、今のところ具体的にはちょっと申し上げられないのが正直なところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 私たちの地域では、最初の介護保険制度が始まる前に、社協を中心に実行委員会を立ち上げて福祉セミナーなどを行い、制度の勉強とか、どうかかわり方をするのかとか、利用の仕方とか、いろんな勉強をいたしました。その結果、ふれあい・いきいきサロンが立ち上がった経緯もございます。

今、朝倉市では社協がお世話してるんですが、136団体のふれあい・いきいきサロンが市内各地に立ち上がっています。大変結構なことだと思っています。でもこれはたくさんは参加していない、全部は参加していないということでございますが、いずれは介護保険を利用する人たちも多いかと思っておりますし、ボランティアをやってらっしゃる方もいらっしゃいます。このようなところに私はやっぱり啓発活動に行かれたり、それから制度の改正についての内容の説明に行かれたりされると早いんじゃないか。それからコミュニティを利用するとか。

やはりしかしボランティアの育成に関しましては、朝倉市ではボランティア協議会がありますし、それから社会福祉協議会がボランティアの育成をするということで補助金も出してございます。

私は市長にお願いなんですけど、先ほどの生活困難者の支援法に関する、この事業に関しましても、介護保険の改正に関する住民のかかわりに関しましても、社協が担う、社協とともにやっていく活動が非常に大きいと思っています。行政の方が一々出向かれて、これだけの仕事量が多いのに、本当の事業ができるかといったら、私は地域活動をしていると自負してある社協が一番ベターであろうと思っています。

合併した後、今までなかなか朝倉市社協とも私も心を通わせることがなかったんですが、この間も話に行きました。幸いに局長、次長ともこの市役所の退職者を任用してございます。腹を割って私は、この際、この2つの法の大きな曲がり角に来ていますので、情報を各課からいただかれて、事務局長とトップ会談をしていただく。こんな状況だけど社会福祉協議会のかかわりが必要だと、必要な国の補助もあるし、市からのつぎ足しもするし、場所も考えると、空いた庁舎とかいろんなところもあるので一緒に考えるということなど

お話しなさって、市民のためと思って、朝倉市の社会福祉協議会とぜひこの深い溝を埋めていただきたいと思います。市長の御英断をぜひよろしく申し上げます。御意見を申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 平田議員の言われることはよく理解できます。いずれにしても、こういった形の中で国の制度が変わりまして、我々は基礎自治体の担う部分というのがふえてまいります。そうなってまいりますと、どうしてもじゃあ行政だけでそれを全てやるかということとはなかなか難しい。特に福祉の分野でおきますと、いろんなNPO、それからボランティアあると思いますけども、やっぱり朝倉市におきまして、その中心的になっていただくのがやっぱり社会福祉協議会だろうというふうに私も考えております。だからそういった面で、トップ会談という言い方をされましたけど、今後とも社会福祉協議会とは十分連携、連絡をとりながら、こういったものについて進めていきたいというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ずっと経緯を見てますと、やっぱり市長のお力が欲しいんです。向こうとも、先方とも話しますけれども、ぜひこの際、もう取り組んでいただきたいと思います。

最初に戻りますが、人口をふやすためには住みよい、安心して住める、誰でもが住めるこの朝倉市、誇りの持てる朝倉市になりたいと思っております。ぜひよろしく願いして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時11分休憩